

 \bigcirc

山形県公報

平成19年5月25日(金) 第1843号

毎週火・金曜日発行

目 次

示 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(置賜総合支庁福祉課)...860 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....()... 同 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....()... 同 土地改良区の定款変更の認可......(村山総合支庁農村計画課)...861(最上総合支庁農村計画課)... 同 同 県営土地改良事業計画の変更......(庄内総合支庁農村計画課)... 同(同).... 同 同 同) ...863(同 同(同) ... 同 民有保安林の指定施業要件の変更.....() ...864 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...865 一般国道の供用の開始......(道路の指定......(建築住宅課)... 同 開発行為に関する工事の完了......(村山総合支庁建築課)...866 公安委員会関係 規 則 山形県道路交通規則の一部を改正する規則......867 示 山形県指定講習機関に関する規程の一部を改正する規程......875 山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程......876 公 告 一般競争入札の公告.....(総 務 課)...887(職員厚生課)...888 平成20年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施......(教育委員会)...889 平成19年度教科書展示会の開催......() ...894

特定調達契約による随意契約の相手方の公告.................................(公安委員会)... 同

誤

正

859

山形県告示第564号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤

弘

指定居宅サービス事業者	居宅サービ	事業所の名称及び所在地	変更年月日
の名称及び所在地	スの種類	変 更 前 変 更 後	交叉牛月口
株式会社キュアドリーム		ヘルパステーション風ぐるま	Ψ. C. 1
長井市今泉2944 - 3	訪問介護	長井市中道二丁目 2 番34 長井市今泉2945 - 3	平成19.5.1
株式会社キュアドリーム	社明	訪問看護ステーション風ぐるま	e
長井市今泉2944 - 3	訪問看護	長井市中道二丁目 2 番34 長井市今泉2945 - 3	同

山形県告示第565号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤

弘

指定居宅介護支援事業者	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	変更年月日
の名称及び所在地	変 更 前 変 更 後	友 史牛月口
株式会社キュアドリーム	居宅介護支援事業所風ぐるま	平成19.5.1
長井市今泉2944 - 3	長井市中道二丁目 2 番34号 長井市今泉2944 - 3	+ 11, 13. 5. I

山形県告示第566号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 5 月25日

山形県知事 齋 藤

弘

指定介護予防サービス	介護予防サー	事業所の	2名称及び所在地	- 変更年月日
事業者の名称及び所在地	ビスの種類	変 更 前	変 更 後	支 史平月口
株式会社キュアドリーム	介護予防訪	ヘルパステーション風	べるま	- 平成19. 5. 1
長井市今泉2944 - 3	問介護	長井市中道二丁目 2 都 号	長井市今泉2945 - 3	→10 ,19. 5. 1

山形県告示第567号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良区の名称

天童十地改良区

2 事務所の所在地

天童市大字矢野目2100番地

3 認可年月日

平成19年5月17日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。) 認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第568号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良区の名称

新庄市上野土地改良区

2 事務所の所在地

新庄市大字本合海172番地

3 認可年月日

平成19年5月18日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。) 認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第569号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営三川横山地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良(三川横山地区地域水田農業支援緊急整備)事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

三川町役場

3 縦覧に供する期間

平成19年5月28日から同年6月25日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。) 異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第570号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 保安林予定森林の所在場所

東根市大字東根元東根字若宮山9655

2 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐は、択伐による。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び東根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第571号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡大江町大字橋上字寺浦579 - 1、359 - 2、字長坂575 - 3、575 - 7、字大林320、332、338、340 - 2、字寺沢318 - 2、字山神348 - 4、620、620 - 1、644、644 - 1、644 - 7、644 - 12、644 - 13、644 - 20、655から657まで、659、661、662、664、711 - 1、711 - 3から711 - 5まで、711 - 10、711 - 11、711 - 13から711 - 15まで、711 - 17、711 - 20から711 - 25まで、711 - 28、711 - 29、711 - 33から711 - 39まで、711 - 44から711 - 49まで、711 - 51、711 - 52、711 - 56から711 - 58まで、711 - 60から711 - 74まで、711 - 77、711 - 78、711 - 81から711 - 83まで、711 - 85、711 - 87、711 - 88、711 - 90から711 - 100まで、711 - 113、711 - 116、字ウラ571 - 3、571 - 4、572 - 1、573、574、617、618、字力ミ248 - 9、字前山下580 - 1、583

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山神659 (次の図に示す部分に限る。)

- ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 二 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大江町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

山形県告示第572号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡大江町大字楢山字網張場859-7、大字月布字入間沢547-1、大字大鉢字久保21-1、135-1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字網張場859 - 7・字入間沢547 - 1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 字久保135 - 1

- ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 二 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大江町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

山形県告示第573号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡大江町大字橋上字梅木返り593、628 - 2、628 - 4、628 - 5、631 - 5、字小倉350 - 2、621から624まで、625 - 1、625 - 3 から625 - 11まで、625 - 13、625 - 15から625 - 17まで、626、627 - 1、628 - 1、629、630、630 - 1、631、631 - 1 から631 - 3 まで、644 - 14、646から648まで、669、707 - 3 から707 - 5 まで、707 - 7、707 - 9 から707 - 12まで、707 - 15、707 - 16、707 - 19、707 - 23から707 - 25まで、707 - 27、707 - 28、707 - 32、707 - 33、707 - 35から707 - 37まで、707 - 45、707 - 50、707 - 51、707 - 54、707 - 58、707 - 61から707 - 63まで、707 - 65、707 - 66、707 - 73、707 - 75から707 - 80まで、707 - 82、707 - 84から707 - 92まで、707 - 95から707 - 103まで、707 - 106から707 - 108まで、707 - 110、707 - 111、707 - 127、字水呑場303 - 1、595、595 - 1、596、622 - 1、622 - 2、623 - 1、字山神668、711 - 75、711 - 76、字水林679、字岩ノ久保632、634 - 3、637 - 3、640 - 3、640 - 4、699 - 1から699 - 4まで、699 - 7から699 - 10まで、699 - 14、699 - 15、708 - 1から708 - 5まで、708 - 8、708 - 10から708 - 34まで、708 - 18、708 - 21、708 - 23から708 - 26まで、708 - 28、708 - 29、708 - 31から708 - 34まで、708 - 38、708 - 43、大字十八才字表甲23、甲24、甲31、甲31 - 1、甲235 - 1、甲235 - 3、甲235 - 5、甲288 - 2

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山神711 - 75・字表甲31 - 1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 二 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大江町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

山形県告示第574号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。 平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡戸沢村大字古口字柏沢2532、2531 - 3、2533 - 1、2533 - 3、2457 - 1、2545 - 1、2545 - 2

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (I) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (川) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡戸沢村大字古口字柏沢2546 - 1、2546 - 3、2546 - 4、2546 - 5、2546 - 6、3015

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (I) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡戸沢村大字角川字鹿ノ沢1775、1776 - 1、1776 - 2

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐は、択伐による。
 - (I) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第575号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年5月25日から同年6月7日まで縦覧に供する。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 国 道
- 2 路 線 名 286号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市松山一丁目1359番7から 同 南原町一丁目220番19まで		IΒ	20.0 メートル 20.0	メートル 75
同	上	新	33.0 メートル 26.0	同上

山形県告示第576号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年5月25日から同年6月7日まで縦覧に供する。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 286号
- 2 供用開始の区間 山形市松山一丁目1326番 5 から

同 1359番8まで

3 供用開始の期日 平成19年5月25日

山形県告示第577号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。 なお、関係図面は村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成19年 5 月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 指定する道路 東根市神町北部土地区画整理事業の施行地区内における下記の道路

路線名	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
市道神町北9号線	6.0	60	
市道神町北10号線	同上	182	
市道神町北11号線	同上	647	
市道神町北12号線	同上	133	
市道神町北13号線	同上	243	
市道神町北14号線	同上	40	

市道神町北15号線	同上	350	
市道神町北16号線	8.0	751	
市道神町北17号線	6.0	105	
市道神町北18号線	同上	同上	
市道神町北19号線	同上	85	
市道神町北20号線	同上	130	
市道神町北21号線	同上	40	
市道神町北22号線	同上	同上	
市道神町北23号線	同上	112	
市道神町北24号線	同上	40	
市道神町北25号線	同上	130	
市道神町北26号線	同上	105	
市道神町北27号線	同上	90	
市道神町北28号線	同上	20	
市道神町北29号線	同上	562	
市道神町北30号線	同上	182	
市道神町北31号線	同上	185	
市道神町北32号線	同上	265	
市道神町北33号線	同上	185	
市道神町北34号線	同上	152	
市道神町北大通り線	18.0	794	都市計画道路 3・4・4 神町若木線
市道神町北中央通り線	同上	709	都市計画道路 3・4・5 一本木神町線

2 指定年月日 平成19年5月21日

山形県告示第578号

次の開発行為は、完了した。

平成19年 5 月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成19年3月27日 指令村総建第5029号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 - 上山市金瓶字湯尻83番17
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 寒河江市大字西根字木の下14番地の2 東北電力寒河江アパート302

川合 俊美

公安委員会関係

規則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月25日

山形県公安委員会 委員長 吉 田 美智子

山形県公安委員会規則第6号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則(昭和49年2月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「車両通行止め」を「車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・原動機付き自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制に限る。)」に改め、同号ウ中「警察活動」を「警察の責務遂行のため」に改め、同号中才を削り、同号エ中「工事」を「各事業における緊急工事」に改め、同工を同号オとし、同号中ウの次に次のように加える。

エ 警護列自動車及び警察活動に伴い現に停止等を求められている車両

第4条第1項第2号カ中「基づき、廃棄物」を「基づく一般廃棄物」に改め、同号に次のように加える。

ク 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達のために使用中の車両第4条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の対象から除く車両
 - ア 前号アからキまでに掲げる車両
 - イ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する別記様式第1号による標章を掲示している車両
 - (ア) 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師が急病人の治療のために使用中の車両
 - (4) ラジオ、テレビジョン又は新聞(日刊紙に限る。)の報道のため緊急取材に使用中の車両
 - (ウ) 信号機、道路標識等及び道路に付属する施設の維持管理のために使用中の車両
 - (I) 患者輸送車その他専ら歩行が困難な者を輸送するための車いす移動車等であってその輸送に使用中の車 両
 - (オ) 法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両
 - (カ) 検察官、検察事務官及び特別司法警察員が捜査のために使用中の車両
 - (キ) 拘引状、収監状、令状、裁判官の判決、決定等を執行するために使用中の車両
 - (ク) 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達のために使用中の車両
 - (f) (f)から(f)までに掲げる車両のほか、公益上又は社会生活上やむを得ないと認められる理由により使用中の車両
 - ウ 次に掲げる者が現に使用中((1)にあっては、昼間(日出から日没までの時間をいう。)に限る。)の車両で、公安委員会が交付する別記様式第1号の標章又は他の都道府県公安委員会が交付する当該標章に相当する標章を掲示しているもの
 - (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で別表第3の左欄に掲げる障がいの区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障がいの級別に該当する障がいを有し、歩行が困難であると認められるもの
 - (イ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第3の左欄に掲げる障がいの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障がいを有し、歩行が困難であると認められるもの
 - (ウ) 山形県が発行する療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の障がいを有するもの
 - (I) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第 6条第3項に定める1級の障がいを有するもの

(オ) 色素性乾皮症(児童福祉法第21条の9の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患 ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成17年厚生労働省告示第23号)第8表中の色素性乾皮症をいう。)患者

第4条第1項第4号を削る。

第4条第2項中「前項第4号」を「前項第3号」に、「受けようとする者」を「受けようとする者(山形県内に住所を有する者に限る。)」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の申請書には、交付を受けようとする次の各号の標章に応じて、それぞれ当該各号に掲げる書面又はその 写しを添付しなければならない。
 - (1) 第1項第3号イに掲げる車両に係る標章
 - ア 当該車両に係る自動車検査証
 - イ 当該車両が第1項第3号イに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面
 - (2) 第1項第3号ウに掲げる車両に係る標章
 - ア 標章の交付を受けようとする者が第1項第3号ウに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面
 - イ アに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面
- 4 公安委員会は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両(第1項第3号ウに掲げる車両に係る標章を受けようとする者にあっては、当該標章の交付を受けようとする者)が第1項第3号イ又はウのいずれかに該当すると認められるときは、その有効期限を定めて標章を交付するものとする。 第5条に次の1項を加える。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両が第1項第2号に該当すると認められるときは、その有効期限を定めて標章を交付するものとする。

第8条の見出し中「標章」を「標章等」に改め、同条中「第4条第1項第4号、第5条第1項第2号又は前条に 規定する標章の交付を受けた車両の運転者」を「第4条第1項第3号、第5条第1項第2号若しくは前条に規定す る標章又は第9条第6項に規定する駐車許可証の交付を受けた者」に、「その標章」を「その標章又は駐車許可証」 に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 標章等の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。
 - (2) 標章等に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
 - (3) 標章等を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
 - 第8条の次に次の1条を加える。

(標章の返納)

- 第8条の2 公安委員会は、第4条第1項第3号又は第5条第1項第2号に規定する標章の交付を受けた者が前条 第2項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。
- 2 前項の標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章 (第3号の場合にあっては、亡失した標章)を公安委員会に返納しなければならない。
 - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
 - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。
 - 第9条を次のように改める。

(警察署長の駐車許可)

- 第9条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、当該駐車が次のいずれにも該当する場合に許可する ものとする。
 - (1) 申請日時が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 駐車(許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものでないこと。
 - (2) 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所 (無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。

- イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
 - ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
 - ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 - イ その他の車両にあっては、当該用務先から原則としておおむね100メートル以内
- 2 法第49条の2第5項の規定による警察署長の駐車許可は、当該駐車が次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。
 - (1) 申請日時について、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものでないこと。
 - (2) 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。
 - ア 場所について、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 - イ 方法について、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害しないこと。
 - (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
 - ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
 - (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
 - ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 - イ その他の車両にあっては、当該用務先から原則としておおむね100メートル以内
- 3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第6号の申請書を駐車しようとする場所を管轄する警察署 長(以下「所轄警察署長」という。)に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、次の書類又はその写しを添付しなければならない。
 - (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証
 - (2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの)
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面
- 5 所轄警察署長は、第1項又は第2項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
- 6 所轄警察署長は、第1項又は第2項の許可をした場合は、緊急に対応が必要で許可証を交付する暇がない場合 を除き、別記様式第7号の駐車許可証を交付するものとする。

第31条第4項中「普通車講習(法第108条の2第1項第4号に掲げる講習をいう。) 大型二輪車講習(法第108条の2第1項第5号に掲げる講習をいう。) 普通二輪車講習(法第108条の2第1項第6号に掲げる講習をいう。) 応急救護処置講習(法第108条の2第1項第7号に掲げる講習をいう。) 原付講習(法第108条の2第1項第8号に掲げる講習をいう。) 旅客車講習(法第108条の2第1項第8号に掲げる講習をいう。)」を「四輪車講習(法第108条の2第1項第4号に掲げる講習をいう。)」を「四輪車講習(法第108条の2第1項第5号に掲げる講習をいう。) 原付講習(法第108条の2第1項第6号に掲げる講習をいう。) 旅客車講習(法第108条の2第1項第7号に掲げる講習をいう。) 原付講習(法第108条の2第1項第7号に掲げる講習をいう。) 応急救護処置講習(法第108条の2第1項第8号に掲げる講習をいう。)」に改め、同条第7項、第8項及び第9項中「終了証」を「終了証書」に改め、同条第10項中「第38条第16項」を「第38条第15項」に、「普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通工輪車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、商の計算との記書といる。 大型車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、第3旅客車講習終了証明書、第3旅客車講習終了証明書、第3旅客車講習終了証明書、第3旅客車講習終了証明書、第3旅客車講習終了証明書、第3旅客車講習終了証明書、第3旅客可以定述は対象の記述は

客車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書」に改める。 第32条を次のように改める。

(免許用写真の添付の省略)

- 第32条 施行規則第20条第2項に規定する都道府県公安委員会規則で定める場合は、同項第1号に該当する場合であって、変更前の住所が広島県公安委員会、高知県公安委員会及び沖縄県公安委員会以外の都道府県公安委員会の管轄区域内にある場合とする。
- 2 施行規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する都道府県公安委員会規則で定める場合は、法第101条第1項に規定する免許証の更新を受けようとする者が、次の各号のいずれにも該当しない場合とする。
 - (1) 免許の効力を停止されている者である場合
 - (2) 法第101条の2の2第1項の規定により更新申請書の提出を同項に規定する経由地公安委員会を経由して行う場合
- 3 施行規則第30条の9第3項に規定する都道府県公安委員会規則で定める場合は、法第104条の4第1項後段の申出を行うすべての場合とする。

別表第1中「取消処分者講習終了証再交付申請書」を「取消処分者講習終了証書再交付申請書」に改める。 別表第2の次に次の別表を加える。

別表第3(第4条関係)

障がいの区分		障がいの級別	重度障がいの程度
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項までの各項症
聴覚障がい		2級及び3級	特別項症から第4項までの各項症
平衡機能障がい		3 級	特別項症から第4項までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項までの各項症
下肢不自由		1級から3級の1までの各 級	特別項症から第3項までの各項症
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第4項までの各項症
乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに 運動機能障がいがある場合 を除く。)	-
障がい	移動機能	1 級から 2 級までの各級	-
心臓機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項までの各項症
じん臓機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項までの各項症
呼吸器機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障	がい	1級及び3級	特別項症から第3項までの各項症
小腸機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項までの各項症
ヒト免疫不全ウィルスに d 能障がい	よる免疫機	1級から3級までの各級	-

山形県公安委員会印

別記様式第1号を次のように改める。 別記様式第1号(第4条関係)

(表)

- 180mm -番 号 第 믁 駐車禁止除外指定車 発行日 平成 年 月 \Box 使 用 中 車 両 130mm 適 用 運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり 有効期限 平成 年 月 日まで

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

- ・駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第75条の8)
- ・法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- ・駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- ・車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- ・長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)
- 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見 やすい箇所に掲示してください。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章 ((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所 氏名

- 備考 1 「」には、標章の交付を受けた具体的用務等を記載する。
 - 2 「車両」欄は、「登録車両番号」又は「この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両」と記載する。
 - 3 「適用」欄は、時間、区域等を指定する必要があるときに記載する。

別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3を削る。 別記様式第17号及び別記様式第17号の2を次のように改める。 様式第17号(第18条関係)

整理	番号		新規 変												
			安全道	転管理	者に	関す	ける原	量出書				_	_		
ılı	形 県 公 安 委	員会 殿										左	F	月	日
	<i>/// // // // // // // // // // // // //</i>		出者の氏名	3(法人	にあ	うって	こは								
			称及び代表												ED
		住	Ē	所											
								(電話			-	-)
<u></u>			r					(Fax			-	-)
	:運 転 管 理 事項(1 在 迭 15)を変動	いたの	でお届	けし	ます									
	#*# ((131)	うが た	な)					
選任月日		年	月	日		名	称			•					
安全運	(ふりがな)						(〒		-)				
安全運 転管理 者氏名					使	位	置			(電記	f		_	_)
	生年大・	昭・平			用			1官	公旨	-		社公区	等	3農	
	月日	年	月日	生 歳)	の			4 林		業	5漁	当		6鉱	業
資格	運転の	管理経験		1320)	本	₩€	重別	7建	設)	業	8製	造 貧	Ĕ	9 卸	・小売業
要件	1	2 公安委員会	3 の 公安委	昌全の	拠	7 1	まいつ	10不動				融保隊			
	2 年以上	教習修了者		定				13電気			14通	信う	É	15サ	ービス業
職務 上	 -の地位	1年以上			唐		乗	16 건	の 1 利	也 <u></u> 貨	物	大	// \	大皇	7
44000	免許 大中普	大大普小厂	原け大中	普大け	使用の本拠にお	自動	-	中普型通		大中型型	जेर्द	大型特殊	小型特殊	大型二輪	計
会安	の	自自	ん型型	通特別	本拠	自動車台数	型	型通	+1	型	通 *	殊	殊	輪斬	Ð
免許を持っている場合安全運転管理者が	種類型型通	特二二特1	寸:51:二二二		におけ	数		1 70		711 -34		1 4+			
持転	光計の取得会	許二・小・原		•	ける自動車台数		免許種別	大型	中型	型 晋	通 -	大特 _ 一	大自	普月	計
て理		第二種免許	昭平・	•	動車の	運	別	種種	種	種 種	種	種種		二 特	Ŧ
いがる	免 許 番 号 交付年月日	年	月	日		運転者数	専従								
場合	交付公安	<u> </u>	公安委員		運転者数	数	-								
	革 発	日勤・隔日	・その他(,	者 数		予 備								
安全運転 理者の勤 の態様	受 副安全運転 管理者の有無	あり (名)・	なし]	前 解	任年 :	月日名				年		月	日
の態様	官埋者の有# 動務時間	勤務 所		職名	管理者	全軍			1 死 ⁻	<u></u>	2	退耳	哉	3 転	任
					者	里事	<u>.</u>			任命令		その作)
安全運転管理者の経歴					備	考									
基 手					_										
官生															
者 至 の 自															
経室					-										
		+	B 4	±1											
W-X	男女	計 う ち 免 許	男女	計											
員数		所持者													

式第17	7号(ひ2(第	引8条	関係)																		
整理	里番	号				亲	折規	变															
							副多	全	運転管理	里者	に関	する	届出	書									
																			年	E	F	1	日
L	山形	県公	安 委	員名	会 殿	Ž																	
						届出	者の	氏名	3(法人	にあ	うつて	には											
						名称	及び	代表	者名)													ED	
						住			所														
													(電	話			-		-)
													(Fa	Х			-		-)
副	安全	と運 転	管 珇	₹者	を選	任)	<u>-</u> ~	でお届け	+ I	++												
届出	出事	項() を 変	更)	この	での油) (ま 9												
YEE .	/-				_						名	称	()	3/1)	がた	(1							
選月	任日			白	F		月		B			ፈብ											
全運	安 .	(31)	がな))							بدر	-	(₹			-)						
全連 管理:	転 者									使	位	置				(電	铥			_	_)
民二:	名		_	_							安全	全運				(=	111						
		生年 フ	< · □	招 ・ 年	平:	月		_	4	用	転貨	5理											
		月日		4	-	73 (B	│ 生 歳)	の	者E	七名	1.5	-	. =		2.4	/ \ → ⊥	/\ 	0 <u>44</u>	2 1	#	차
資料	·夕			_					,	本			47	宫 : 妹	星 公 崔	i E	2 ½ 5 ½	公社 魚	公以 第	山寺 *	3 / 6 1	丧 鉱	業 業 小売業
要件	4	1	n /-7 EA	2	- /-7 =- ^	#000	3			拠	業和	重別	7 3	建	公業	ž.	8 ‡	魚製造	三業	Ě	9 1	節·	小売業
女口	- 1	運転の管理			経験			文 委	員会の	13/4	- A-1	Ŧ /J/J			産業がある。		113	金融	保険 計業	業	12)	連 車 H —	î 業 ビス業
		1 年以	↓上│	3	年り	人上	認		定				16-	ŧ× そ(の化	\ * b	141	- II	⊐ 7	₹	13	.j —	レク末
職務		D地位								使		萝	ŧ	用		貨	4	勿	太	小	太	普湾	
	鱼	許大	中普	大大	普儿	∖原Ⅰ	ナ大	中:	普大け	用の	自動車台数	大型	中型	普通	軽	大中型型	普通	軽	大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計
副	 	の		É	自自		ん型	型 :	通特別	本 拠	車	型	型	進	- 2	및 포	進	-	殊	殊	輪	輪	
許全	. 種	類型	및 通			詩付 4				にお	数												
を運	免	許の取得	第一	-種 ₋ - 許 -	そ の - 小		沼平 沼平	•	•	ける		免許	大	텐	中型	발	通	大	特	大	普自	小	
う管	年	月			_・小 重免許		<u>6平</u> 召平		•	自動		種	— 種	岳	— <u>-</u>	_ _ 锺 種	三種	_ 種	種	大自二	自	特	計
免許を持っている副安全運転管理者が	分	色許番		P-1	主ノしロ	<u> </u>	шт			使用の本拠における自動車台数	運		作里	化里	1里 1	生 化生	!工生	7里	7里	_		10	
るが	交	<u></u> 付年月				年	月		B		運転者数	専従											
るが 場 合	システンタ					4	公安多	委員		運転者	数	予											
Н	3	<u>₹ 貝 </u> 勤	会 <u> </u> 	日勤]・隔	П·-	ፖ መ ዘ	h (,	者数		備											
製室金	運	い 補助							+>1	Ē	前解	任年	∓月						年		F		H
副安全 管理者 多の態	樣	1 有無) (ו) •	なし	<u>~</u> 5	安日	;		名									
	勤	務時間		勤	務	所	名		職名	理義	全軍長	E		_	死口			2 退			3	転	任
副	室	: :								管理者		•		± 4	解信	E命令	7	5 そ	· のft	也(
全	· 皇									備	考												
運	吉 自	• •	+					1															
副安全運転管理者の経歴	至																						
理	荎	: :																					
旬の	皇	: :																					
経	自至自至自至自至自至自至	• •																					
木木	7 .																						
歴 !	_		-			- -			·														
歴 : 従業 . 員数	至 男	女	言	十 元	う ち 色 許 所持者	男	}	女	計														

別記様式第29号の2中

大 普 大 大 普 小 原 け 大 普 大 け 自自 ん型通特んを 型通特二二特付引二二二二

大中普大大普小原け大中普大け 自自 ん型型通特んに改める。 型型通特二二特付引二二二二二

別記様式第30号中

		第	第二種免許					
大	普	大	大	大	普	大	け	
			自	ь				ь
型	通	特	=	引	型	通	特	引

第一種免許第二種免許 大中 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け に改める。 自自 |h||型|型|通|特|二|二|特|付|引|型|型|通|特|引|

別記様式第30号の2中

普通	击	大	型	普	通	応急救護	処置講習	原	付	方	官客才	車講習	3	투	事齡者	計講 習	3	道	反者	講習	3
講	習		車		無車 33	(-)	(=)	講	習	大	型	普	通	通	常	小	特	社	会	実	車
		講	習	講	習													参	加		

を

に

r,	大型	車	中型	車	普通	車	大一	型		通	原	付		旅	客車講	習		応急 処置	救護 講習	高歯	敎者	講習	違	反者記	講習
	講	習	講	習	講	習	講		講	習	講	習	大	型	中型	普	通	(-)	(=)	— ₁	設力	小 特	社 参	会加	車

改める。

別記様式第31号の2中

特定任意高齢者 講習(通常)

別記様式第31号の3中「取消処分者講習終了証」を「取消処分者講習終了証書」に改める。

別記様式第31号の4中「取消処分者講習終了証再交付申請書」を「取消処分者講習終了証書再交付申請書」に改 める。

を

_				_	_			
	ᅝᄗ	* -	+ ~	エつィ		$\boldsymbol{\mathcal{A}}$	_	$\overline{}$
ы		T-12	-\ ≠	= ≺ 1	=	,,,	~	ш

大型車	中型車	普通車	大	型	普	通	原	付		旅	客	巨講	望		応急救護	処置講習	高	輸	皆講習	望
講習	講習	講習		車割	二輔講	車割	講	習	大	型	中	型	普	通	(-)	(=)	_	般	小	特

に改める。

別記様式第31号の6中 特定任意高齢者 講習(通常) 特定任意高齢者 講習(シニア) に改める。

別記様式第31号の7中 大型 普通を

大	型	中	型	普	通	に改める。

別記様式第32号の2中

Γ,		1			
	種				
	類				

を 類

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年6月2日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付された、この規則による改正前の山形県道路交通規則第4条第1項第4号の規定による別記様式第1号、別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間、この規則による改正後の山形県道路交通規則第4条第1項第3号の規定による別記様式第1号とみなす。
- 3 当分の間、この規則による改正後の山形県道路交通規則別表第3下肢不自由の項中「3級の1まで」とあるのは「4級まで」と、同表体幹不自由の項中「3級まで」とあるのは「4級まで」とそれぞれ読み替えるものとする。

告 示

山形県公安委員会告示第7号

山形県指定講習機関に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年5月25日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美智子

山形県指定講習機関に関する規程の一部を改正する規程

山形県指定講習機関に関する規程(平成15年5月県公安委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中 大型二種 大型 普通・普二 大型 中型 普通 二輪 大型二種 大型 普通・普二 大型 中型 二輪 普通 を に、 大型二種 中型 大型 普通・普二 大型 普通 大中普 大中別 を に改める。 本籍 別記様式第3号中 本籍 に、 国籍 大一普 大 普 小 原 牽 大 大 を 引 型 通 特 型 通 特 特 付|引 大 | 中 | 普 | 大 | 大 | 普 | 小 | 原 | 牽 | 大 | 中 | 普 | 大 | 牽 に改める。 型 型 特引 通 型型通为特工工物 附 則 この規程は、平成19年6月2日から施行する。

山形県公安委員会告示第8号

山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年5月25日

山形県公安委員会 委員長 吉 田 美智子

山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程

山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「住民票」を「住民票(府令第9条の16第2号の登録証明書等を含む。以下同じ。)」に改め、同項第8号イ中「普通免許、大型第二種免許」を「中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許」に改める。

第9条第1項中「障害が」を「障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)が」に、「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同条第2項及び第3項並びに第13条第3号中「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

	$\overline{}$		Ε	Ε		٤	ш	즲	%	%	+		1 10		+		łU WIN			歐	Е								_	
					雪			包			福				400	_	傾斜部の長さ)距離			łU							もの)	
					шК	E	ш	₩ W	m	ш	二二二		[]		/		-		物間の	₹									これる	
		告等	舗装延長								開開	!	開開	!	無無	! [の根は		立体障害物間の距離	個間	ш	ᄣ							り証明	
	(教習所名	形状及び構造	m 舗	雪 E	分別	K	Z	勯			日相		표		福田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	l	平坦部の長さ		立	各						二剰		В С	面積の	
	(教	形状及	_	_	**	1	\Box	冒	ш	ш	 		/				łu			唱	ш		E	Ε	⊱	型二二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		記載のと	ス敷地	
				部分	×	Ш	その他				型		型		型大型	+	100		り口及	П		雪				<u>표</u>		図	П)	4 阿 図 図
			岷	直走行最長部分		直線部分		次	ž 道	河道	K		К		К		哩	Щ	<		汗	出出				M 大型		コース	図画	コース平面図 坂道断面図
			総延長	直走				×	急 坂	緩坂	+	-	種類	森	種類	数	栗	₽	1	ς ≼	ママ	十十十				₩-		別添口		3 2
		スの種類		< I		I K			۱ ۲			l K		ı		コース		Υ 		換コース			7 - 7			7		コース		図
	I	1		T I		₩ ₩ □			口 浬 2		1	Ϋ́ Ε	1	終口	1	回ろ海	1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 ×	黎沃路		連続進路転換コ			※別駐車 コ	H TE		2 在 L	Ę	の衙		Į.
曲	X	П	H	0		幸			及	(X	ļ l	田	1	田		石	+	=		刪			35	N. C.		杂	3	ψ		烧
概	<u> </u>		캩							車 内数					\cup															
掛	2	+	5 	(無線車					$\overline{}$	($\overline{}$	$\overline{}$												
₽		4						۱°	:	1111111)	$\overline{}$	$\overline{}$						数						
		om(本	構造安知				778	-						~	($\overline{}$	$\overline{}$							川	獭	獭	ı	<u> </u>	ı
括	2	し指導	4	法令權				計上す	i	無登録車					\cup)	\smile	\smile							摐			75	9 -	Ø.
PA	I	1-4	Ыķ	統一;				一業種を	+	⊞					$\widehat{}$	<u> </u>	$\widehat{}$	$\widehat{}$						四	小	贶	Ң	ロジェ	T)	7
鰲	,		技	-	~		_		i	阿翰					\cup)	\smile	\smile							行	投	楔	ž Ž	:)	п
		水 75	出数 配量		\cup			-2110	IJ	世	訊	『二種	掘	二二種	浬	K	丰	÷	业	3	苮	Þ	址	種	区	앮	盘	ا ا	ブ 総	٧ III
		_	林乃曾	_	$\widehat{}$			CZIQ	上するこ	IIII	K	大型	中	型型型	非四	- 楔		温	車	槲	-	匜	ŲΠ		無回	[#K	視	オーバ	ドフト	運
				2	<u> </u>	_	,	主として従事するものに	を 計 二	1		锤	+101	Ţ				重		₩	+			熬		₩ ₩	田	1	义	器
			者副管理者					従事す	恕	≣ m²							m 5													
			理 理					として	に係る	実面積							総面積													
			剛	,							君	1	旬 積	標	# *	非	談	← (ν κ	4 n	ဂဖ									
	層表	一种田芸	自体自分 外の校長	3				Win/	<u>#</u>	汩	.~	国	(地面	回	1 H	回	松			est.		E.o.l	Bart.	E*	Bor'	E*	E*	n		
章 1 中	斯敦—『		三文			₩ 1	ıığı	美人			敷	6	ス敷	ا لا		ı	温		[]	H		表置室	司令室		原室		回	世		
別記様式第 1 号	教習施設一		重		黑人員	兼務を含	む延入) 1	7	世	総	建物	\Box	' П	4	Æ	重		4	*		模擬装置	無線司	待		事		₩		
別記	-		盤	0[II(数	-	洪)				目				.,,			-11	···				[H]		111	ş l			

877

(世)

備付自動車欄の()内には、AT車の台数を内数として記入すること。 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番とすること。 別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

管理者(指導員等)個人記録表

コード		~						(表	()							
		教習所	f名													
		ふりか	がな							本国						
写	真	п	47						男	籍籍						
		氏	名						女	住						
		生年月	日		年		月		日生							
	撮影	学	楚			前	職			所		電話	() .	•	
IIth &		1		就任:	年月日						教習所	名	選任年	月日	解任年	F月日
職名				退任:	年月日					所			•	•	•	•
	区		分	就任	£年月E		ì	退任年	月日	馬一			•	•	•	•
法	設	置	者					•	•				•	•	•	•
	管	理	者					•	•	 所属			•	•	•	•
令	副	三 理	者							1"			•			•
に	平	種	別	大	型	<u> </u>	普	通	大	特	自	=	牽	引		
ょ	成	技能検	宁昌	第	号	第		号	第	号	第	号	第	号		
	年	以肥伙	止 貝	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		
వ	5 以	技能指	導員	第 •	- 号	第	_	· 号	第	号	第	号	第	号		
資	平成6年5月9日以前資格				•		-		•	•	<u> </u>	•	•	•		
格	日格	種	別	統	_)	去	令	構	造	安	知				
10	5月9日 以前資格取得者	学科指	導員	第 •	·号	第	•	·号	第・	·号	第 .	· 号				

(裏)

		種			別	大	型		ᄀ型	1	普通		大特	大	自二	普	自二	産	 引	大型	型二	中型	坦二	普通	新 二
法	平 成 6		ŧ	支能検	定員	第	号		号							1	- <u>-</u> 号	第	号 •	第	- <u>-</u> 号	第	 号	第	- <u>-</u> 号
令 に	年 5 月	公安委員会	孝	效習指	導員	第	号 · ·	第	号 · •	第	, _与	第	· 号	計第	, ; 号	第	号 ·	第	号 ·	第	号 ·	第 •	号 ·	第 •	号 •
よ	10	中央	ŧ	支能核	定員	第	·号··	第	号 · •	第	, 。	第	, 与 • •	新第	· 号	第	号 ·	第 •	号 ·	第 •	号 ·	第 •	号 ·	第 •	号 ·
る ※	日以降資格取得者	中央研修所		数習指	導員	第	·号··	第	号 · •	第	, · ·	第	, 与 • •	計第	· 号···	第	号 ·	第 •	号 ·	第 •	号 ·	第 •	号 ·	第	号 ·
資	格取	み	数	支能指	導員	大	型	普	通	大	、特	É	=		3										
格	得 者	なりし	教習指導員	学科指	導員	統	_	<u>}</u>	去 ·	\$	構	造		分 安	知					割					
	免討	午証						1		(県)	そ		の		他	有無		表	彰	関	係	
所	免許	第一	-種	= .	小.	原			•		•			視	力	検	查	等		表	章			年月	日
持	免許年月日	免	許	そ	の	他			•		•					獲措置	-	種		県県	本 協		툱 툱	•	
免	<u>白</u> 有無	第	=	種	免	許			•		•			指	導	K] 2	.種		管		局	長 長		
許	免許	大	中	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大	牽	手	話	i		+-	<u> </u>			•	•
証	の 種類	型	型	通	特	自二	自二	特	付	引	型 二	型 二	通二	特 二	引 二					県	協	会	Ę	•	•
備考	ž																								

(注) 用紙の大きさは、縦140ミリメートル、横165ミリメートルとし、厚紙とすること。

別記様式第12号中 障害 を 障がい に改める。

別記様式第14号を次のように改める。

様式第14号

技能教習実施状況記録表

年 月 日

管理者	責任者	担当者																			
B	持限 (時間)		33	J	型	中	型	普	通	大	牽	大	普			型	中	型 -	普	通	
		(~)	-)	所	路	所	路	所	路			自	自	小	所	路	所	路	所	路	計
氏名	号車			内	上	内	上	内	上	特	引	=	=		内	上	内	上	内	上	
			- 189																		
			3																		
			- 55																		
			3																		
			- 8																		
	所 内		- 8																		
時間別集計	路上		- 33																		
	計																				

(注)上段に免種(MT、ATの別)路上 $^{
m h}$ 、無線 $^{
m h}$ 、模擬 $^{
m h}$ 、補修 $^{
m id}$ 、自由 $^{
m l}$ の別を、下段 に教習生名及び教習生番号を記入すること。

大 型	大 型	大 型	大型 (こ、) 普通二 (こ) 普通二 (こ) 普通二 (こ) 音通二 (こ)	1 7-2	.0 0 ,	120口(亚峰口	1 /	Щ ///	, YK	Δ +IX			701070	
大型	大型	大型	大型	別記様	式第1	3号中								
大 型	大 型	大 型	大 型	—— 大	型									を
中型	中型	中型	中型											
中型	中型	中型	中型	<u> </u>	#II									
中 型 ニ	中 型	中 型 ニ	中 型	<u> </u>	盂									ات. ات.
普 通 二 中 型 二 普 通 二 審	普 通 二 中 型 二 普 通 二 審	普 通 二 中 型 二 普 通 二 審 本 を を を を を を を を を を を を	普 通 二 中 型 二 普 通 二 審	中	型									
審 査	審 査	審 査	審 査											ı
審 査	審 査	審 査	審 査	普通	<u> </u>									
在 中型 二	在 中型 二 普通 二 番 面 二 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「一直に改める。	在 中型 二 普通 二 番 動工 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	中型二 普通二 審 査 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。											
中型二 普通二 審 査 表の注書第3項中「「普通」、を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	中型二 普通二 審 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	中型二 普通二 審 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	中型二 普通二 審 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	審										を
中型二	中型二	中型二	中型二											
中型二	中型二	中型二	中型二	查										
中型二 普通二 審 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	中型二 普通二 審 査 表の注書第3項中「「普通」、 た「「普通」、「大自二」、「普自二」、「普自二小」、に改める。	中型二 普通二 審 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	中型二 普通二 審 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。											
普 通 二 審 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	普 通 二 審 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	普 通 二 審 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	普 通 二 審											
審 直査	審 直 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	審 直 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	審 査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	中型										
査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	査 表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	普通	<u> </u>									
表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	審										に改め
表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	-										
表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	表の注書第3項中「「普通」」を「「普通」「大自二」「普自二」「普自二小」」に改める。	_										
								通」「大自二	」「普自二	」「普自二	こ小」」にi	改める。		

樣式第19号 修了検定結果報告書 年 月 日 山形県公安委員会 殿 所在地 教習所名 管理者 実 施 日 時 時立 検定員氏名 検定員 備 考 X 分 検 定 人 大型 一種 合 格 合 不 格 検 定人 員 中型一種 格 合 不 格 検 定 人 員 合 格 普 不 格 通 定____人 検 員 合 格 不 合 格 定人 検 員 大型二種 格 合 不 合 格 検 定 人 員 中型二種 合 格 不 格 合 検 定人 員 格 合 不 合 格 通 検 定人 員 種 格 合 不 合 格 検定予定 検 定 結 欠席人員 X 分 不合格 員 受検者 合格 合格率 検定コース 大型 一種 中型一種 普 通 M T Т 種 A 種 大型二 中型: . 種 普 通 M T 種 A T

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 2 別記様式第21号に準じた様式の内訳表を添付すること。

別記様式第22号及び別記様式第22号の2を次のように改める。

大中普大牽大普小

角

쌄

2表

窜 萬

小 大牽

浬

3表

紙

名 一 一 一 一 一 一 一

浬 $| \cdot |$ $|\cdot|$

丰

皿 皿 皿

К 耞

免種別 大 中

_ 根

紙

樣式第22号

二

	1 1-20 -		7 /72	ОП	(312	- E H					_	ч	712		ᄌ		Δ		·IX						7,5 . 0	405				
				<i>.</i>	盂																									
		믑	- U	くだく員	×																									
			_	₹	眠																									
			0	ı,	並																									
			†-	月木住所人員	×																									
			 	Ř Ľ	眠										盂	疝														
	١	老			盐									菜		交付														
	教習所名	作成担当者		翠岩	×									手数	駫	試験														
	教	争	\prec	mw/.	毗																									
			吊		祌									釲	尔															
			阅	三河	×									负	当	1.1														
	1			2111	眠										411	試験														
五 三 重	!			_	丰)	K														
() () ()	1			翠岩	×									い悪	回	ŲΠ														
教習等実績報告書(月報)「第二種]			\prec		眠									科就	累計 (
记 言			洲	日	盐									···		EIX							1	Π						
実績華			₩	川川	×									羋		K							4	ΙΠ						
と と 記 の の の の の の の の の の の の の の の の の	[毗									免	(安	¢Π							쌼	普通二						
#44	i				祌									쥕	当月	包							解	押						
			4	ш	×											K							審	中型厂						
					毗																		Πν/m	#						
			[] 	L N N	並									识	累計 (ŲΠ							11	АТ						
			ā	ヨカヘボヘ貝	×									椞	EWR.	EIX							二剰	MT						
			-	П	毗									<u></u>	(o	K							_							
		粉牛	0	<u> </u>	盂									ə		¢Π							I F	— 就 —						
		員等	#+ 67		×								₅ 状況		当月分							汽	 							
		入所及び卒業人員等報告			毗	11	1			, ,	, ,		仮免許試験実施状況			EIX	1					卒業検定実施状況		/						
0.2		F及び		₹ ₹				⊢ ⊠	A	二熈罪	中型二		5許試		N N K				Σ	Α		對	免種別		臤	ŲΠ	K	臤	ŲΠ	K
様式第22号の2			/		罪加	쾖	좲				除	丰				電 列	팲	型	M		盐		/	/	200	mv-	, 	m.1/	+	回
** ** **		第1表		4	光煙別	К	-	#	l 国 II	幽	解		第2表		4	光 種別	К	₽	#			第3表		区分	ᆌ	皿 尔	`	ᄣ	杣	ī
**		₹IU/											\$1L/									\$IU/								

別記様式第29号中 本 籍 を 本籍・国籍 に改める。

別記様式第32号中

教習指導員 大型 普通 大特 大自二 技能検定員 大型 普通 大特 大自二 資格者証 普自二 牽引 大型二 普通二 資格者証 普自二 牽引 大型二 普通二

附 則

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県知事記者会見インターネット動画配信業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
 - (2) 日 時 平成19年6月4日(月) 午後1時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県知事記者会見インターネット動画配信業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 平成19年7月1日から平成20年3月31日まで
 - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 80(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務課広報室 電話番号023(630)2088
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成19年5月29日(火)午後5時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
 - (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県恩給システム再構築業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年5月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
 - (2) 日 時 平成19年6月14日(木) 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県恩給システム再構築業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期限 平成20年3月31日(月)
 - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 過去3年以内に2の(1)の役務と同様のシステム開発の実績を有することを証明できること。
- (4) ISMS適合性評価制度による認証を取得し、又は財団法人日本情報処理開発協会によるプライバシーマークを付与されていることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部職員厚生課年金担当 電話番号023(630)2033
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

- 7 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)までに係る証明書(以下「証明書」という。)を 平成19年6月8日(金)正午までに提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、入札日の前日 までに当該証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
 - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

平成20年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成19年5月25日

山形県教育委員会

教育長 山 口 常 夫

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

	校	種	•	職		教	科	•	科	目	選	考	X	分	採用見込	数
	小	学	校	教	諭						一般選考	選考	及び	特別	20名程度	
義務教	中	学	校	教	諭	国語、社会保健体育、			音楽、	美術、	選考	選考		特別	25名程度	約
育諸学				小学教	学部諭						一般選考	選考		特別		60 名
校	特別	支援	学校	中等	学部諭	国語、社会	、数学、	理科			選考			特別	15名程度	
				3^	HD3	英語 国語、「世界	中 ・ ロオ	к ф. +	・ 出田 ル	NR 数学	選考	•		特別		
				教	諭	物理、化学、					選考					
高	等	学	校			英語、電気	、機械、	建築、	土木、	看護	選考	•		特別	約35名	i
				助孝) 諭	電気、機械	、建築、	土木			一般選考		及び	特別		
養		護	教		諭						一般選考	選考	及び	特別	若干有	呂
栄		養	教		諭						一般選考	選考	及び	特別	5 名程原	度

- (注) 1 表中の特別選考 は「社会人特別選考」、特別選考 は「身体障がい者特別選考」とする。
 - 2 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。
 - 3 中学校及び高等学校の国語、数学又は英語受験者は、同一教科について受験する場合に限り、第2 志望としてそれぞれ高等学校及び中学校を併願することができる(ただし、当該学校の教諭の普通免許状を有する者又は平成20年3月31日までに取得する見込みの者に限る。)。

2 志願者の資格

(1) 一般選考の志願者の資格

次のイ及び口のすべてに該当する者に限る。

- イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項 に該当しない者
- 口 それぞれの校種の教諭の普通免許状 (特別支援学校においては特別支援学校、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状及び該当学部の教諭の普通免許状) 養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は平成20年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気、機械、建築及び土木の助教諭を志願する者にあっては大学(短期大学を除く。)において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成20年3月31日までに卒業見込みの者とする。
- (2) 特別選考 (社会人特別選考)の志願者の資格 次のイから八までのすべてに該当する者に限る(ただし、高等学校の看護の普通免許を有しない者で、平成

20年3月31日までに取得する見込みのない者は、次のイ、八及び二のすべてに該当する者に限る。その場合は、第二次選考合格後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要がある。)。

- イ 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状を有する者又は平成20年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気、機械、建築及び土木の助教諭を志願する者にあっては大学(短期大学を除く。)において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者とする。
- ハ 志望する教科・科目と関連する実務経験(学校教育に直接携わる業務を除く。)を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者(平成20年3月31日現在)
- 二 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項各号のいずれにも該当しない者で、高等学校卒業以上の学歴及び看護師の免許を有する者とする。
- (3) 特別選考 (身体障がい者特別選考)の志願者の資格

上記(1)又は(2)のいずれかに該当する者であり、次のイ及び口の要件を満たす者

- イ 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者とする。
- 口 「身体障害者手帳」の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者とする。
- 3 出願手続
 - (1) 志願書等の用紙の交付

平成19年5月25日(金)から教育庁総務課教職員室教員採用担当(〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号)で交付する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先を明記し、140円切手をはった角形2号封筒(33cm×24cm)を同封して申し込むこと。

- (2) 提出書類
 - イ 第一次選考試験受験のため提出するもの((ロ)から(こ)までは切り離さないこと。)
 - (イ)志願書 (ロ)受験票 (川)体育実技試験選択希望記入票(小学校及び特別支援学校小学部の志願者並びに中学校及び高等学校の保健体育の志願者のみ記入) (二)第一次選考試験結果通知書
 - (木)受験者登録票 (へ)封筒(長形3号封筒 23.5cm×12cm)2通(下の を参照のこと。)
 - (ト)特別選考 で受験する場合は「身体障害者手帳」の写し
 - ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの(校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること。)
 - (イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書(厳封親展)
 - (I) 免許状の写し(表裏両面を複写したもの)又は免許状取得見込証明書 (ただし、高等学校の看護の特別選考 の受験者にあっては、看護師の免許状の写しを提出すること。)
 - (A) 封筒(長形3号封筒 23.5cm×12cm) 1 通(下の を参照のこと。)
 - (二)履歴書(用紙は、市販のものを使用し、志願書と同じ写真をはること。) 1通 封筒は、のり付き(両面テープ貼付可)のものとする。また、郵便番号、あて先を明記し、下宿、借間等の場合は 方と詳記し、80円切手をはること。
- (3) 志願書等の受付期間及び提出先

受	付	期	間		受	付	時	間	提	出	先
平成19年 同 (土曜日 <i>)</i>	6月8日	3(金)ま	で	午前91	時から	ら午後	5 時ま [・]	C	〒990-8570 山形市松波 山形県教育 採用担当	二丁目8番	

- イ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成19年6月8日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- ロ 封筒の表に「志願書等(小、中、特別支援、高、養教、栄教の別を記入すること。)在中」と朱書すること。

4 選考の方法

(1) 第一次選考試験

イ 期日及び試験場

期日		志	願	校	種	· 職		試	験	場
平成19年7月25日水及び	小学校の教諭 特別支援学校 中学校保健体 高等学校保健 栄養教諭 中学校音楽の	小学部 育及ひ 体育の	「中学校)教諭			山形中央高山形市鉄碗 (電話 023(山形北高等山形市緑町 (電話 023(9町二丁目 641)7311 等学校 J二丁目 2	.番7号
及び7月26日(木)	特別支援学校	中学部語、「1 英語、	3の国語 世界史 家庭、	、社会 ・日本 農業及	念、数学 史」、地 なび看護		の教諭	上山明新館 上山市仙石 (電話 023(ī650	

ロ 試験科目及び内容

- (イ) 面接試験(集団面接)
- (ロ) 次により行う筆記試験及び実技試験

志願		_		試馬	食内	容			筆	記		試	围			
心 校種		戠		\	\	_	教養	等		教	科	•	科	目		了一类 投
		小	学	校	教	諭	教職教 一般		小	学	校	Ø	全	教	科	・水泳 (25メートル) ・器械運動 (マット運動、鉄棒運動のうり) いずれかを選択)
選考	義務教育	中	学	校	教	諭	同	Ł	出	願	ι	J	た	教	科	音楽 ・新曲視唱、新曲視奏及び移調奏をすると ・バッハ作曲インベンション(2声)の番(二短調)をピアノ演奏すること・次の歌唱教材の中から任意の1曲をび、指揮をしながら歌うこと(伴奏なして赤とんぼ」「花の街」「荒城の月」「夏の思い出」「浜辺の歌」「早春賦」・随意曲…歌曲又は器楽曲のうちの任意1曲を伴奏なしで演奏すること(ただし、歌曲を選択した者は、自分伴奏しながら歌うことも可)なお、演奏する随意曲の楽譜を実技試り、当日に提出すること(試験終了後返却美術当日指示するもの保健体育・水泳(50メートル)

I	_ - + /	I	ı		ı		I	1
	諸学							・次の領域から 2 領域選択 陸上競技、器械運動、球技 (バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち 1 種目) 武道 (柔道、剣道のうち 1 種
	校							目)、ダンス 技術 当日指示するもの 家庭 当日指示するもの 英語 英語による面接
		特別支援 学校	教	、諭	同	上	小学部は全教科、中学部 は出願した教科	小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の 記載に同じ
	3	高等学校		、 諭	- 同	Ŀ	出願した教科・科目 物理、化学及び生物に あっては、理科全般に わたる基礎的内容を含 む。	保健体育 中学校教諭の実技試験の欄の記 載に同じ 家庭 当日指示するもの
	 	╕ ╡ ᆍᅧҲ	助	教諭			で。 電気、機械、建築及び 土木にあっては、「工 業技術基礎」及び「工 業数理基礎」を含む。	英語 英語による面接
	養	頀	教	諭	同	上	養護に関する専門科目	当日指示するもの
	栄	養	教	諭	同	上	食育及び学校給食に関す る専門科目	
特	叧	刂 選	考		小言	侖文	出願した教科・科目 電気、機械、建築及び 土木にあっては、「工 業技術基礎」及び「工 業数理基礎」を含む。	英語 英語による面接
特	另	」 選	考			削とし うう。		が、申出により障害の種類や程度に応じた配慮

八 日 程

	日 時	試験実施内容		日 月	時	試 験 実 施 内 容
	午前 8 時40分から 午前 9 時まで	受 付(生徒昇降口)				集団面接(全員) 実技試験(小学校教諭及び特別
7		教職教養・一般教養	7			支援学校小学部教諭志願者の
7 月 25 日 (水)	午前 9 時10分から	(一般選考の志願者)	月	午前9時から		み)
25	午前10時30分まで	小論文	26 日 (木)	午後5時まで		
(宏)		(特別選考 の志願者)	(呆)			時間及び会場等については7月
	午前10時50分から	教 科 ・ 科 目				25日に指示する。
	午後 0 時40分まで	· 教 村 · 村 日				
	 午後 1 時50分から	実技試験(小学校教諭				
	午後5時まで	及び特別支援学校小学				
	一一なっちて	部教諭志願者を除く。)				

実技試験を課す教科・科目についての教科・科目の筆記試験(小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭に係るものを除く。)にあっては、午後0時20分までとする。

7月25日の実技試験の集合時刻については、志望する校種の教科・科目ごと当日指示する。

- 二 当日持参するもの
 - (イ) 受験票 (ロ) 筆記用具(三角定規、コンパスを含む。)
 - (ハ) 内履き及び下足用ビニール袋
 - (二) 一般選考及び特別選考 ・ の高等学校の電気、機械、建築及び土木の受験者は、電卓(プログラム機能付電卓は除く。)
 - (ホ) 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの 小学校及び特別支援学校小学部…水着、水泳帽子、運動着及び運動靴(内履き)

音 楽…楽譜(随意曲の楽譜は提出)楽器(ピアノ以外の楽器を使用する場合)

美 術…鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、 画筆、水彩絵の具、パレット、筆ふき用スポンジ(布も可)、筆洗、実習衣

保健体育…水着、水泳帽子、運動着及び運動靴(武道を選択する者はその用具)

技 術...作業衣

家 庭…実習衣

養護教諭…実技試験にふさわしい服装

- (2) 第二次選考試験(模擬授業等、個人面接、実技試験、適性検査及び作文)
 - イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験場は、次のとおりとする。 なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

期	日	試	験	場					
9月11日(山形県教育センター(天童市大	型山元字犬倉津2515番地)					
9月12日(7八)								

- 口 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課する。 なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。
 - (1) 音楽は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲(別の曲でも可)を選び、伴奏なしによる歌唱をする。なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。
 - (D) 図画工作は、人物を水彩画で表すものとし、詳しい内容は当日指示する。持ち物は、鉛筆、消しゴム、画筆、水彩絵の具、パレット、筆ふき用スポンジ(布も可) 筆洗とする。
- 5 選考試験結果の発表
 - (1) 第一次選考試験の結果発表は8月31日(金)午後3時頃の予定、第二次選考試験の結果発表は10月5日(金)午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。
 - (2) 採用は平成20年4月1日以降とする。
 - (3) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。また、電報・電子メール等による 結果連絡も行わない。
- 6 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類 (運転免許証、学生証、旅券等)を持参の上、午前9時30分から正午まで、午後1時から午後4時30分までの間 に教育庁総務課教職員室に直接請求する(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。)。

試	験	開	示	内	容	開	示	期	間	開	示	場	所	
第一次追	選考試験	₩ △= >,,	万七田	= ≠7		合格発表の日から 1 か月				山形県教育庁総務課				
第二次i	選考試験	総合ランク	ソを用	水りる		合格発表の日から1か月				教職員室	Z			

7 そ の 他

- (1) 2校種以上に志願書を提出した場合は、無効とする。
- (2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること(特別選考の者は除く。)
- (3) 選考試験会場への自家用車での来場は、禁止する。
- (4) 選考試験会場は、敷地内禁煙とする。
- (5) 不明な点については、教育庁総務課教職員室(電話023(630)2863又は023(630)2864)の教員採用担当に問い合わせること。なお、山形県のホームページ上でも受験等に関する情報を提供している。

http://www.pref.yamagata.jp

平成19年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成19年5月25日

山 形 県 教 育 委 員会

委員長 石 坂 公 成

1 教科書展示会の開始の時期 平成19年6月15日(金)

2 教科書展示会の期間

14日間(各日午前9時から午後4時45分までとする。)

教科書センター 所在地・名称	展示する教科書の区分
天童市大字山元字犬倉津2515番地	小学校用、中学校用、高等学校用並びに
山形県教育センター	特別支援学校用教科書
山形市城西町二丁目 2 の15	小学校用、中学校用並びに特別支援学校
山形市総合学習センター	用教科書
上山市元城内5番5号	小学校用、中学校用並びに特別支援学校
上山市立上山小学校	用教科書
寒河江市大字西根字石川西355番地	小学校用、中学校用、高等学校用並びに
山形県村山教育事務所	特別支援学校用教科書
村山市中央一丁目3番6号	小学校用、中学校用並びに特別支援学校
北村山視聴覚教育センター	用教科書
新庄市大字金沢字大道上2034番地	小学校用、中学校用、高等学校用並びに
山形県最上教育事務所	特別支援学校用教科書
米沢市金池三丁目 1 番55号	小学校用、中学校用並びに特別支援学校
米沢市教育研究所	用教科書
長井市高野町二丁目3番1号	小学校用、中学校用並びに特別支援学校
山形県置賜教育事務所	用教科書
東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号	小学校用、中学校用、高等学校用並びに
山形県庄内教育事務所	特別支援学校用教科書
酒田市中央西町 2 番59号	小学校田 内学校田光戏后株型主播学校
酒田市総合文化センター内	小学校用、中学校用並びに特別支援学校
酒田市理科教育センター	用教科書

3 会場及び展示内容

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年 5 月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県警察通信指令システムの保守点検業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社日立製作所東北支社 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 73,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第10条第1項第2号該当

			正	誤	
発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行	誤	正
平成19. 4. 3	第1829号	549	下から 5	字ヒロト	字ヒトロ
同	同	552	下から 4	大字滝ノ上	大字差首鍋字滝ノ上
同	同	同	下から 2	土砂の流出の防備	土砂の崩壊の防備

| 〒990-0047 | 山形市旅篭町二丁目 1-21 | 日刷所 | 坂 部 日 刷 株 式 会 社 日刷者 | 坂 部 登 電話 山形(631)2057 (631)2056